新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち 栄養改善ビジネス国際展開支援事業実施要領

制定 令和4年4月1日 3新食第2146号 改正 令和6年3月29日 5新食第2400号 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知

第1 通則

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3新食第1667号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)別表の区分の欄の2の栄養改善ビジネス国際展開支援事業(以下「本事業」という。)は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するところとする。

第2 補助事業者等

- 1 交付等要綱別表の補助事業者の欄の農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)(以下「総括審議官」という。)が別に定める者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち、総括審議官が特に認めるもの(以下「特認団体」という。)とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第6に規定する交付申請書を提出する際、別記様式1を併せて総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内の農業・食品関連事業者の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、以下の取組を支援する。

- (1) 企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、ウェブページによる情報提供
- (2) 現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、現地の栄養政策調査のための 現地政府のヒアリング、現地の栄養実態等を踏まえた持続可能なビジネス開 発に向けた戦略策定・事業提案、現地でのビジネス戦略等の実証・プロモー ション活動、現地の課題解決のための知見や技術の提供等
- (3) 国際機関等との連携強化のための調整、国際会議への出席、共同セミナーの 開催、国外の栄養に関する情報収集、国内の栄養に関する研究・データ等の 発信
- (4) フランスでの次期栄養サミットにおける、国内の農業・食品関連事業者の栄養に関する取組の発信イベントの開催

(補助対象経費)

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、賃借料及び使用料、

委託費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 採択基準等

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6第1項に規定する事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)が、 事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれ るものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

補助事業者は、別記様式2により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6に規定する交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更(交付等要綱別表に掲げる軽微な変更を除く。)が生じた場合には、交付等要綱第12の規定に基づく変更等承認申請書に事業実施計画(別記様式2)を添付するものとする。

2 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画(別記様式2)の「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載し提出するものとする。なお、委託先は、国内の農業・食品関連事業者に限定するものとし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等)を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業の成果目標

本事業について、補助事業者は、栄養改善ビジネスの国際展開の推進に関する効果検証可能な成果目標を設定すること。

第8 事業実施状況の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施果に係る報告書を作成し、交付等要綱第17に規定する実績報告書に添付するものとする。

第9 収益納付

1 交付等要綱第25第1項の規定による報告は、本事業の実施年度の翌年から起算して 3年間を限度とし、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに行わなければならない。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期 間を延長することができるものとする。

2 収益の納付を求める期間は、第1項の規定による報告に係る年度までの間とする。 ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経 費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には 収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第10 海外の付加価値税に係る還付金の納付

補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値 税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付 するものとする。

第11 権利の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の(1)から(4)までの条件の遵守を約する確認書を、補助事業者を通じ、総括審議官に提出することを条件に、当該特許権等を発明等した者(製造業者等)に帰属させることとする。ただし、総括審議官に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- (1) 成果が得られた場合には、遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

第12 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者等に対し、 本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業 者等は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析に必要がある場合には、関係行政機関又は 当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 総括審議官は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失 又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとす る。

第13 留意事項

補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

附則

- 1 この改正は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

番 号 年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(年月~年月)
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年 間 販売額	主要事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程(又はこれに準 ずるもの)並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予 算等

- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料
 - (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - (注2) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、 当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省 略することができる。

別記様式2 (第6関係)

令和〇年度新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養 改善ビジネス国際展開支援事業実施計画

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養改善ビジネス 国際展開支援事業実施要領(令和4年4月1日付け3新食第2146号農林水産省 大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)第6の規定に基づく事業実施 計画は以下の通りである。

- (注1) 交付等要綱第6、第12及び第17の添付書類として使用すること。
- (注2) 事業実施計画の変更の場合は、変更の理由と変更箇所が分かるように記載すること。
- (注3) 事業実施状況の報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載 すること。
- (注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注5) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第1 総括表(積算内訳)

	事業細目	事業費	負担	区分		備考	
事業職種			国庫補助金	補助事業者	事業の委託		
新事業創出		千円	千円	千円	(1)委託先名		
•食品産業					(2)委託する		
課題解決調 查·実証等					事業の内容		
重· 夫証寺 事業					及び当該事		
3 710					業に要する		
栄養改善ビ					経費		
ジネス国際					711		
展開支援事							
業							
合	計						

- (注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については別紙とすることができる。
 - 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額 した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該金額が明 らかでない場合には「含税額」と、それぞれ合計の備考欄に記入するこ と。

第2 実施計画

1 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

2 事業の成果目標

事業の成果目標

達成すべき定量的な目標(実施回数・参加人数・参加社数・事業実施による変化率・ 評価点等)についても記載すること。

具体的な成果目標等の記載例

- ・栄養改善事業推進プラットフォーム (N J P P P) の参加企業数を○社以上とする。
- ・NJPPPにおいて現在実施しているプロジェクトを〇件以上実施する。
- ・栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証を○件以上実施する。

3 事業の内容

開催国(地)・派遣国(地)とその選定理由、開催期間、参加対象者、参加人数、参加者(派遣先)募集方法、派遣先企業候補(専門家派遣事業)、事業実施方法、海外での実施の場合は危機管理体制、事業終了後のフォロー方法等を事業の内容ごとに具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容を具体的に記載すること。

(記入例)

- ・委託内容:○○地域における○○
- 委託理由:委託理由(委託の必要性等)を具体的に記載
- ・委託予定先:委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載 委託先が決まっていない場合は、選定方法(公募等)や想定先等 を記載
- ·委託予定金額:○○○千円
- 委託予定金額の根拠:見積書等の金額の根拠となる資料を添付

4 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その 名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。 5 年間スケジュール

美	施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	(記入												
	例)〇												
	00												

実施期間を矢印で示すこと。

- 6 期待される効果・波及効果 実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。
- 7 事業成果・効果の検証方法
 - 2 「事業の成果目標」及び6 「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。

8 添付資料

- (1) (別添)環境負荷低減のチェックシートを添付すること。
- (2)人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。 また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化 について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づ き、算定すること。
- (3) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。
- (4) 事業実施主体の定款(定款のない団体にあっては、これに準ずるもの)を添付すること。
- (5) 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算(これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの)を添付すること。
- (6) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書(案)を添付する こと。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積 算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (7) 必要に応じて資料を添付すること。

(別添) 環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
1)		※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) (注1) 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
2		※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) (注1) 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討(再掲)
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
3		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
4		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
5		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討(再掲)
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
6		※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない □) ^(注1) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
7		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
8		資源の再利用を検討
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
9		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない□)生物多様性に配慮した事業実施に努める
10		※特定事業場である場合(該当しない □) (注1) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	申請時	(7)環境関係法令の遵守等
(II)	(します)	みどりの食料システム戦略の理解
		以下のでは、 関係法令の遵守 (注2)
12		関係伝行の遵守 できる 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
13		環境配慮の取組方針の承足や研修の美施に劣める ※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □) (注1)
14)		機械等の適切な整備と管理に努める
15)		正しい知識に基づく作業安全に努める

- 注1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。
- 注2 ⑫「関係法令の遵守」については、以下のうち該当する法令を遵守することを示す。
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
 - 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)
 - ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
 - ・植物防疫法(昭和25年法律151号)
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第 49号)
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
 - ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
 - 森林病害虫防除法 (昭和25年法律第53号)
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法第137号)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法第116号)
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律 第97号)
 - •水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - ・湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第 134号)
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)
 - •水產資源保護法(昭和26年法律第313号)
 - 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
 - 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 - 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)
 - ・土地改良法(昭和24年法律第195号)
 - ・森林法 (昭和26年法律第249号)
 - ・漁業法 (昭和24年法律第267号)